

相続放棄の申述の際に必要な書類（福岡家庭裁判所）

放棄するご本人が申述書等を直接窓口に提出する場合は、念のため、ご自身の認め印をお持ちください。下記の書類は最低限必要なものであり、追加の書類をお願いすることがあります。

1 放棄する人が被相続人(亡くなった方)の配偶者のとき

- 被相続人の住民票除票（※）または戸籍附票（いずれか一方で可）（※本籍ありマイナンバー記載なし）
- 被相続人の「死亡」の記載のある戸籍（3カ月以内のもの）

2 「第一順位」=放棄する人が被相続人(亡くなった方)の子またはその代襲者(孫・ひ孫等)のとき

- 被相続人の住民票除票（※）または戸籍附票（いずれか一方で可）（※本籍ありマイナンバー記載なし）
- 被相続人の「死亡」の記載のある戸籍
- 放棄する人の現在の戸籍（3カ月以内のもの）
- 被相続人の戸籍と放棄する人の戸籍に連続性がない場合は、同籍時の戸籍
- 放棄する人が代襲者(孫, ひ孫等)の場合は、本来の相続人(子)の「死亡」の記載のある戸籍

3 「第二順位」=放棄する人が被相続人(亡くなった方)の父母・祖父母等(直系尊属)のとき

*先順位者(子)がいる場合は、その人たち全員の相続放棄が受理されないと申述できません。

- 被相続人の住民票除票（※）または戸籍附票（いずれか一方で可）（※本籍ありマイナンバー記載なし）
- 被相続人の初めて載った出生時の戸籍から「死亡」の記載のある戸籍まですべて
(通常1通ではありません。被相続人が載っている戸籍をすべてお取りください。)
- 被相続人の子(及びその代襲者)で死亡している者がある場合、その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍
- 放棄する人の現在の戸籍（3カ月以内のもの）

4 「第三順位」=放棄する人が被相続人(亡くなった方)の兄弟姉妹またはその代襲者(甥姪)のとき

*先順位者(子・父母・祖父母等)がいる場合は、その人たち全員の相続放棄が受理されないと申述できません。

- 被相続人の住民票除票（※）または戸籍附票（いずれか一方で可）（※本籍ありマイナンバー記載なし）
- 被相続人の初めて載った出生時の戸籍謄本から「死亡」の記載のある戸籍まですべて
(通常1通ではありません。被相続人が載っている戸籍をすべてお取りください。)
- 被相続人の子(及びその代襲者)で死亡している者がある場合、その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍
- 被相続人の父母・祖父母で死亡している方がいれば、その方の「死亡」の記載のある戸籍
(ただし、父または母の誕生年が昭和2年以前のときは、その方の先代の戸籍は省略可)
- 放棄する人の現在の戸籍（3カ月以内のもの）
- 放棄する人が代襲者(甥, 姪)の場合は、本来の相続人(兄弟姉妹)の「死亡」の記載のある戸籍

★戸籍には「戸籍謄本」・「改製原戸籍謄本」・「除籍謄本」・「全部事項証明書」という名称のものがありますが、名称にこだわらず上記のとおりお取りください。現在の戸籍は、「全部事項証明書」です(市区町村によって「戸籍謄本」の場合があります。)

★上記戸籍中、重複(共通)するものは1通で構いません。

★同じ被相続人の相続放棄に関して、別の相続人が既に提出している戸籍等は提出不要です。

★申述人が未成年者および被後見人の場合は、法定代理人である親権者や後見人あるいは特別代理人の選任審判書謄本および戸籍が別に必要な場合があります。